

契約トラブルの「面接相談(要予約)・電話相談」を行います！

弁護士・消費生活相談員などの専門家が相談に応じます。

日時：平成29年3月19日(日) 午前10時～午後4時

面談受付：千葉県弁護士会館4階

電話番号：043-225-4400



消費者庁
イラスト集より

(相談は無料ですが、所定の通話料がかかります。ご了承ください。)

★ **面接相談を希望する場合は枠内に記入の上、本書面をFAXで送信して下さい。**

面接相談申込先FAX：043-225-3459

フリガナ

氏名：_____ 性別：男・女 年齢：() 歳 職業：()

住所：_____ 電話番号：() - () - ()

相談希望時間に○をつけて下さい。

10時 11時 12時 13時 14時 15時

主催・お問い合わせ NPO 法人消費者市民サポートちば TEL:043-224-7753

トラブル例

- ★ 将来値上がりすることが確実ではない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売された。
- ★ 資格取得講座を申し込み、受講料を前払いした。受講を取りやめたいが「受講生の都合による中途解約を一切認めない」との契約条項があり、受講料を返金してくれない。
- ★ 家電の保証条件として「安心保証5年！」と表示されていたが、全額保証は1年間で、その後は一部の修理が有料になった。

あいせんか？このような
「困ったなあ…」
「どうしよう…」



消費者庁
イラスト集より

ご注意

相談内容は、当団体関係者以外に公開しません。また個人情報については、提供者への連絡、情報の統計などに利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。